

156-参-総務委員会-8号 平成15年03月27日

※恩給法改正、公的年金一元化、緊急報道体制整備、男女共同参画実現等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

恩給法改正に関連いたしまして御質問させていただきたいと思います。

まず、今回の恩給法の改正案は、普通扶助料に係る寡婦加算の引下げということが、それがすべてということになるわけでございますけれども、先ほど質疑にもございましたけれども、年金の物価スライドとの連動ということの御説明が先ほどあったわけですが、確認としてお聞きしたいんですけれども、そのことは厚生年金保険法の六十二条の二のただし書の規定、またそれに基づく政令、ここにその根拠があると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（久山慎一君） お答え申し上げます。

予算要求時点でのお話と承りましたが、恩給費の概算要求につきましては……

○辻泰弘君 委員長、ちょっと違います。

○委員長（山崎力君） 一応……

○辻泰弘君 いや、通告は番号は違っていますが、三番ですね。ですから、先ほどの質問を受けた形ですから。

○委員長（山崎力君） ちょっと速記止めてください。 [速記中止]

○委員長（山崎力君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（久山慎一君） ただいまの規定は恩給法の二条ノ二に規定されているところでございます。

○辻泰弘君 いわゆる連動の根拠規定ですね。結局、厚生年金法の六十二条の二のただし書、そしてそれに規定する政令というのがあって、そこに恩給法に基づく扶助料というのが厚生年金保険法の施行令にあるわけですが、結局そこがあるから連動していると、こういう理解だと思えるんですけれども、それでいいですか。そのことなんです。

○副大臣（若松謙維君） まず、しっかりとこれはお答えさせていただきたいと思います。

この寡婦加算の制度でございますが、これは先ほども御説明ありましたように、いわゆる年金、委員の御質問は年金のいわゆる物価スライドですね、それに連動してこの今回の普通扶助料の寡婦加算の引下げの理由、それについてでよろしいんですか。それとも、恩給全体のお話ですか。

○辻泰弘君 ええそうです。連動の根拠が。

○副大臣（若松謙維君） 今、それ、局長お話ししたように、第二条ノ二の年金額の改定と、そういった根拠条文があるわけでございますが、そういった説明でよろしいでしょうか。

○政府参考人（久山慎一君） お答え申し上げます。

厚生年金保険法の六十二条の二という規定がございますが、この規定とそれから先ほど申し上げました恩給法の規定が連動いたしまして、そういうことになるという理解でございます。

○辻泰弘君 私が申し上げたとおりということですね。分かりました。

では次の質問ですけれども、先に御答弁いただいた予算の関係になるわけでございますけれども、今年度の、今年度といいますか十五年度予算要求、予算は一兆一千三百四億円と、こういうことになっているわけでございますけれども、概算要求時点、また原案段階と、こういうことで数字がある程度移動している、これはまあ当然といえば当然のことなんでしょうけれども、概算要求時点では物価スライド等含めてどういうふうな考え方で要求されたのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（久山慎一君） 恩給費の概算要求のお尋ねでございますが、概算要求時点におきましては、公務員給与改定の取扱いあるいは暦年の物価動向などが不明確ということがございますので、例年、既定経費のみを要求するというところで来ているわけでございます。

平成十五年度の恩給改定につきましても、この方針に従いまして、平成十四年度と同様に公務員給与、物価等の動向を総合的に勘案しながら検討を行いまして、方針を決定次第所要の措置を講ずるものとするということで、事項要求をしたところでございます。

○辻泰弘君 もう一つ、原案段階から、四十三億ですか、増えているわけですがけれども、これは内容的にはどういうことだったんでしょうか。

○政府参考人（久山慎一君） お答え申し上げます。

財務省の原案におきましては、十四年は公務員給与や物価がマイナスとなっていることから、恩給の基本年額の引下げの内示がされたところ、総務大臣と財務大臣によります大臣折衝の結果、平成十五年度の恩給費につきまして、大変厳しい財政事情の下ではございますが、寡婦加算以外の恩給年額につきましては、その国家的補償、国家補償的性格にかんがみまして据え置くこと、それから、公的年金と横並びの制度として導入され、その年額を公的年金と基本的に連動して設定している寡婦加算につきましては、平成十四年の物価下落分を引き下げることの内容を内容いたしました恩給改定措置案が決定されたということでございます。

○辻泰弘君 それで、今度の改正に伴って、当然その対象となる方がおられるわけですが、その方々に対しての通知ということが当然問題になるわけですが、その年額改正通知書になるのかと思うんですが、これはいつどのような形で出されるおつもりでしょうか。

○政府参考人（久山慎一君） お答えいたします。

恩給年額の改定でございますが、これは法案が成立次第改定の事務処理を行いまして、その改定の内容を受給者に速やかにお知らせしているところでございます。

今回の年額の改定でございますが、お知らせの仕方は二つございまして、一つは物価の下落に伴いまして減額となる寡婦加算が加算されている恩給受給者に対しましては年額改定通知書、それからその他の据え置かれた恩給受給者に対しましてはその旨を分かりやすく説明いたしましたお知らせを、それぞれ五月中旬を目途としてはがきによりまして通知いたすこととしておるところでございます。

なお、今回改定される改定後の恩給年額により支払われるのは本年七月、これは四月、五月、六月分でございますが、この七月支給期からでございます。

○辻泰弘君 以下、恩給に関連して幾つか御質問したいと思っておりますけれども、お一人の人生の中で、恩給に最初所属されていて、その後共済になったという方がおられるわけですが、その方々の年金の給付というのは長期給付になるわけでしょうけれども、その部分はいわゆる追加費用といいますか、整理資源と言われている形で負担されているわけですが、地共済、国共済、それぞれのいわゆる恩給関係費用、追加費用の額はどのようになっているかということ、そしてまたその追加費用はいわゆる会計上負担金収入に入っているということを確認したいと思っております。

○政府参考人（森清君） 地方公務員共済組合の長期給付事業における追加費用としての収入は、平成十三年度決算におきましては一兆四千五百七十二億円となっております、

この追加費用の計上方法につきましては、各地方公務員共済組合の長期経理において負担金に含めて計上しておるところでございます。

○政府参考人（杉本和行君） 国家公務員、失礼しました、国家公務員共済組合の関係でお答えしたいと思います。

国家公務員共済組合の長期給付事業におけます追加費用は、十三年度決算で五千四百億円でございます。この追加費用の計上方法につきましては、国の一般会計及び特別会計においてそれぞれ国家公務員共済組合負担金というものに含めて計上させていただいております。また、国家公務員共済組合連合会の長期経理におきましては、負担金収入に含めて計上しているところございまして、先生御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 今お答えいただきましたように、この両者とも、負担金に入っているわけでございますけれども、負担金収入に入るわけでございますけれども。

それで、主計局にちょっと確認ということでお聞きしておきたいんですけれども、いわゆる国民経済計算上のことなんですけれども、いわゆる社会保障負担というのは国民経済計算上算出されているわけなんですけれども、その中に、今おっしゃっていただいた共済の、国共済、地共済の長期経理、短期経理、これの負担金収入、また掛金収入相当分も入っているわけなんですけれども、この部分、すなわち負担金収入の部分は国であれば一般会計、特別会計も郵政特会もあるわけですから必ずしも一般会計のみではありませんし、地方においても公営企業会計もあるわけですから必ずしも一般会計、普通会計とは言えませんけれども、しかし、いずれにしても、税で負担されているということに、部分がかなりあるということになるわけでございます。今の追加費用の分も租税で賄われることになりまますわけですから。

それで、社会保障負担の定義、統計自体はそれは理解しますし、悪いわけじゃない。また、租税負担もそれぞれの定義であって悪くはないわけですが、それを合算して国民負担というのを作る段階でその当該部分が二重計算になると、なってしまうざるを得ない現状にあるというふうに私は思うんですけれども、その点について確認をしておきたいと思います。

○政府参考人（杉本和行君） 共済金の負担金収入は、国が国家公務員の雇用主として国共済の財源に充てるために負担しているものでございますから、社会保障、社会保険料負担に当たるものでございます。また同時に、先生御指摘のように、その財源は租税により賄われている部分がございますので、その限りにおいては租税負担にも含まれるものでございます。したがって、国民負担の計算に当たりましては、社会保険料負担と租税負担の双方に含まれているということは、先生の御指摘のとおりでございます。

ただ、これは国際的な統計の基準でございますSNAに従っているものでございまして、

SNAの基準上、社会保障負担の計算に当たりましては、雇用主の事業主負担、これはすべて雇用者報酬ということで擬制されております。その上で、雇用者が雇用主、事業主負担分と本人負担分を合わせて負担すると、それが社会保障負担に当たるという擬制が取られております。

したがいまして、国が事業主である場合におきましてもそういう取扱いに当たることになりますので、結果として、社会保障負担と租税負担の双方に含まれるということになっておりますが、国際的な基準に従ってやっているものでございます。

○辻泰弘君 現状についての御説明はそのとおりでと思うし、理解しますけれども、ある意味では国民負担というのは国民の本当の負担の部分の実態を表すということに使われているわけですから、今のポイント以外にも幾つかあるんですけれども、そういう意味では、負担の実態という意味でできるだけ精緻なものになるようなお取組をお願いしておきたいと思えます。

では次に、恐れ入りますが、総務大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、共済、国共済、地共済の長期給付の一元化についてということなんですけれども。

これは、平成十三年三月の閣議決定に基づいて両制度の財政単位の一元化を図ると、こういう閣議決定があったわけでございます。最近、国、地方の長期給付の統合ということが新聞等にも出ているわけでございますけれども、この点についてどういうふうな方針で臨んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 公的年金制度は、一元化の議論は前からあるんですね。だから、徐々にやっっていこうと、こういうことなんです。

今お話しのように、平成十三年の閣議決定では、国家公務員共済と地方公務員共済を、その財政単位の一元化をやろうと、こういうことございまして、具体的な枠組みについて検討を進めて、次期財政再計算のときまでにそれを実現しようと、前提として実施しようと。

それが平成十六年ですから、来年ですよ。そこで、私どもの方と財務省で平成十三年十月に、公務員年金制度財政単位一元化研究会、長い名前の研究会を作りまして、そこで財政単位の一元化について議論いたしております。

何か、私どもの方では、地共済関係者等の今ヒアリングをやったり、必要な試算をやっておると、こういうことございまして、今の案だと国家公務員共済、地方公務員共済は組織、制度としては独立したままで、両制度間で財政調整を行うということと、保険料を、保険料率を一本化したいと、こういうこと進めておりまして、夏ぐらいまでに意見の集約を図ると、こう思っております、平成十六年の改革に合わせたいと。

現状はそういうことでございます。

○辻泰弘君 地共済の短期給付の方でお聞きしておきたいと思うんですけども、私は、この委員会で、昨年十月の三十一日に、大臣に被用者保険の一元化という流れの中で地共済の統合・再編をどのように考えるのかという御質問をさせていただきまして、そのときに御答弁もいただいているわけなんですけれども、その後、十二月十七日に厚生労働省が医療保険制度体系の在り方等についてという試案を出しているわけでございます。その中には、「共済組合については、その自立性を尊重しつつ、保険者としての運営のあり方を検討する。」と、こういう指摘もあるわけでございます。

今、検討中のことであろうかと思うんですけども、総務大臣としてこの地共済の短期給付の統合・再編にどのように臨んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 今、医療保険制度につきましては、大変厚生労働省が苦勞されまして、今週中におおよその方向を決めたいと、こういうことではございますが、そういう中で公務員関係は、今、辻委員言われましたような方向ですよね。

そこで、我々としては、共済というのは長期も短期も福祉事業も一体でやった方がいいということが一つありまして、ありますが、厚生労働省の考え方のように都道府県単位を一つの基礎にしていくと、こういうことにつきましては、私どもの方もそれでいいのではなかろうかと。特に、地方公務員共済、小さいのも相当まだ残っていますから、できるだけこれをまとめて統合していくという方向で調整を進めたいと、こういうふうに思っております。

○辻泰弘君 恩給関係に関連してお伺いしたいと思います。

実は、今回の質問に当たりまして勉強させていただきまして、ああ、ここに位置付けられているのかなと思ったのが実は国会議員互助年金のことではございます。実は、恩給関係予算の中に入っております、文官等恩給費の中には実は文官等恩給費と国会議員互助年金が入っていると。こういうことで、所管が総務省の人事・恩給局になると、このようなことのようにございまして、初めて知ったわけではございます。そういうことで、関連して国会議員互助年金についてお伺いしたいと思います。

まず、互助年金ということで年金という名前は付いているわけなんですけれども、これが恩給に分類されているということの結果としての位置付けだと思ってしまうんですけども、まず恩給に分類される理由といいますか、年金なのか恩給なのかということなんですけれども、その点についてちょっと簡単に御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 国会議員互助年金法は、これは議員立法ですよ、あれは昭和三十三年ですか。そこで、恩給に似ているですよ、性格が。長くおつたらもらえるという、そういうような点は。そこで、事務局をどうするかということで、たまたま恩給局長が裁定権者になって、事務局は昔の総務庁と。それをそのまま引き継いだんですよ。

ね。

そういうことになっておりますが、これは恩給に似ていますけれども、まあ少し違うんですよ。ただ、予算上は恩給費の中に入っていると。まあ似ているから一緒にしようと、こういうことだと思います。

○辻泰弘君 大臣おっしゃったように、昭和三十三年にできた法律でございますし、議員立法でございますので、ある意味で大臣にお聞きするのも心苦しいところもあるんですけども、ただちょっと現時点で御所見を賜ればと思うんですが、おっしゃった国会議員互助年金法には、第一条に「この法律は、互助の精神に則り、」というふうになっているわけでございます。ただ、実質は、予算で、国会議員の納付金が九億円で、そしてその支給の方は二十八億円ということで、はっきり言いまして負担と給付の見合いが、バランスが取れていないということになるわけでございますして、そういう意味では互助というのはだれとだれの助け合いになっているのかなど、このように思うわけですけれども、この国会議員互助年金法の互助の精神の互助とはどのようにお受け止めになっていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 互助の精神というのは、お互いに助け合うということですよ。

意味はそういうことなんです、今言われるように、それじゃ本当に助け合い程度負担をしているのか、給付の水準がどうかとか、これは議論がありますね。ありますけれども、委員、元々議員立法ですから、ひとつ国会で十分本当の互助の精神に基づくかどうか議論していただいて、これは地方議会の方がずっと出しているんですよ、地方議会の方が。私も国会議員ですから、国会議員のこっちの方が有り難いんですが、そこはやっぱり国民の納得いくということがひとつ要ると思いますね。

○辻泰弘君 おっしゃったとおりでと思うんですけれども、互助と言いながら、実質国民の税金で六割、七割を賄ってもらっているということによって、互助というのが名前が何かおこがましいといいますか、何か申し訳ないような、そんなように思うわけでございますして、これはおっしゃるとおり、確かに政党の方、政治家の方の問題もありますので、当然そういうことなんです。

重ねてで恐縮ですが、ちょっと御所見をお伺いしたいんですけれども、そもそもこの国会議員互助年金法は、国会法の第三十六条に、「議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。」と、ここから出発しているわけでございます。そういう意味で、元々は「退職金を受けることができる。」と、この退職金だったと思うわけでございます。それが、どういうわけか国会議員互助年金法においては、第一条で、先ほど申しました「互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金等」に対してということで、ここで退

職金が年金等ということに化けてしまっているわけでございます。

そういう意味で、私は、退職金ということであればある程度合理性もあるだろうし、金額の多寡はいろいろ議論もあるでしょうけれども、今は年金ということですずっと払われるということになっているわけでございます。そういう意味では、私は退職金ということが素直な在り方じゃないかと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 国会法三十六条は、退職金と書いていますよね。だから、退職金というのは普通は一時金的なんですよね。ただ、その退職年金というのが退職金に含まれないかという、これはいわゆるイメージと法律上の定義はまた別なんで、いろんな議論があると思いますね。この辺を含めて、少し私は整理する必要があるのではなかろうかと、こう思っておりますので、ひとつこれも国会において十分な御議論を賜りたいと思います。

○辻泰弘君 それで、ちょっと事務的に伺っておきたいんですけれども、当然これは一般会計で賄われているわけで、予算要求をされ予算編成されるわけですから、その場合にどういう人員の前提の置き方をされているのかと。すなわち、選挙があつてこの方はもう引退するだろうとか、そういうことを想定されているということになるのでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 所要額の積算は、こういうことをやっているようですよ。概算要求時における互助年金の受給者数に過去の裁定及び失権実績を勘案して、プラス、マイナスをして推計して平均年額を乗じて所要額を出していると。任期満了に伴う選挙が予定されている年度においては、過去の選挙における実績により受給者の増減を勘案して所要額を出す。

選挙のたびに過去の実績どおりになりませんが、ほかに見合せはございませんので、そういうことで所要額を推計しております。

○辻泰弘君 内閣府の方に一つ事実関係として確認しておきたいんですけれども、地方議員の方を対象とする地方議会議員共済会、これは社会保障基金ということに位置付けられていて社会保障負担の対象になる、その負担金、掛金がですね。しかし、国会議員互助年金については、主体もちょっと違いますからはっきりしませんのでそういうことだと思いますけれども、社会保障基金じゃなくて社会保障負担にも入らないと。こういうことで、理解でいいでしょうか。

○政府参考人（大守隆君） 国民経済計算上の社会保障負担というのは、社会保障基金に対する雇主及び雇用者の負担ということでございますが、そこで社会保障基金の定義でござ



ございますけれども、国際的な基準では、政府の行うほかの活動と独立に組織されて別個の資産及び別個の負債を持っている独立した制度単位を社会保障基金というふうに言っております。

地方議会の議員共済会は独立した法人でございます、会計的にも独立しているということでこの定義に当てはまりますけれども、国会議員互助年金の方は、国会議員が納付金を一般会計に納め一般会計が年金を給付しているということでございますので、中央政府から独立した制度単位とは言えないということでございます。このため、これを私どもは社会保障基金ではなくて中央政府の一部というふうにみなしておりまして、その納付金は社会保障負担ではなくて、家計から中央政府への経常的な移転というふうにとらえております。

○辻泰弘君 地方議員の方と国会議員というのはある意味で、政治をやっているという意味では共通しているわけですが、そういう統計の位置付けとしても違っているという制度の中にいるということは、ある意味では象徴的なものかもしれませんけれども、やはり国会議員の方もやはり常識的なところに収めていかなければならないんじゃないかと思うわけでございます。

そこで、この点については最後になるんですけれども、大臣にお聞きしたいんですけれども、さっき言ったように退職金にするということが一つあると思うんですけれども、もし退職金という形にしないのであれば、要は年金という位置付けでいけば、やはりこれは国会議員互助年金、給付と負担のもちろん抜本的な見直しというのが当然ななければならないと思うんですけれども、それを行いつつ、特別国家公務員に当たるわけですから、国共済の位置付け、すなわち地方議会議員共済会は地共済に入っているわけですから、そういう意味では国会議員互助年金、名前はどうか分かりませんが、国共済に位置付けて、そういう形でやっていくと。そしてまた、十六年の再計算があるわけですが、年金改革の中にも組み込むような、そんなことで取り組むべきだと。もちろん政党の方もありますし、私どもの党もそういうプロジェクトチームで取り組んでおりますけれども、そういうことでの取り組みについて御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 一つのお考えでしょうね。国家公務員共済の大きな枠組みの中に取り込んでいくというのは。ただ、これは性格変更を伴いますから、委員、これは十分御議論いただいて、やっぱり議員立法、昭和三十三年のその精神を私は生かさにやいかぬと思いますし、各党でどういうふうな意見集約ができるのか、いろんな考え方ができると思いますよ。ただ、今言われたようなことは性格変更ですから、在り方を含め性格変更ですから、これは十分な御議論をしていただいて結論を出していただくことが適当ではないかと。我々の立場としてはお世話をさしていただいておりますけれども、これは私どもの方にやれという格別のおぼしめしでお受けしているものですから、ひとつ十分おぼし

めしを出した方の御意見をまとめていただくと、こういうことが必要だと思っております。

○辻泰弘君 済みません、大臣、一つだけ。

今おっしゃった中で、昭和三十三年のときの、そのときの精神とおっしゃいましたけれども、そのときの精神というのはどういう意味合いなんでしょうか。

○国務大臣（片山虎之助君） 私はつまびらかに承知しておりませんが、こういう形で退職金であるけれども年金を出していくと、それが国家に尽くし、国家国民へ尽くした国会議員さんに対する一つの処遇だと、大きい意味での。そういうことの御判断で法律をお作りになったと思いますし、国会を通ったということは国会がそれを承認したわけですから、その辺の経緯その他も私はあるのではなかろうかと、こう思っているわけでありませう。

○辻泰弘君 戦後処理という関連で二つお聞きしておきたいと思っております。

厚生労働省にお伺いしたいと思うんですけれども、昨年十二月五日に大阪高裁で在外被爆者に関する判決が出まして、それについて上告断念をされたこと、こういうことが十二月十八日にあったわけでございます。それで、この十二月十八日以降、日本において手帳を取得して手当の支給認定を受けた場合で、出国した後手当の支給を行うということになったわけですが、この実施状況、お聞きしたい。

それから同時に、高齢の方なんかで日本に来て認定を受けることがもはやできないと、そういう方々に対してはこのことが対象にならないことになっているわけですが、やはりそもそも人道的見地からと、こういうふうにならなくなっているわけですから、その部分についても手当てすることを考えるべきだと思っております。いかがでしょうか。

○政府参考人（高原亮治君） 昨年十二月の大阪高裁判決を踏まえまして、出国した被爆者に対する手当の支給を都道府県等が行うことができるようにするため、政省令の改正等を行いました。今月から制度を実施したところでありまして、二十五日までに判明したところ、五人の方について支払済み、一人の方について支払手続中ということでございます。過去に手当の支給認定を受けていて出国されたことにより手当が支給されなくなった被爆者が六百五十名いらっしゃるわけですが、できるだけ多くの方々に早急に手当を支給できるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

それから、高齢化が進んでいてなかなか渡日、申請手続ができないのではないかとのお話でございますが、在外被爆者の方々に対しまして、本年度から手帳取得や渡日治療のために渡日するための旅費の支援等に関する事業、これは主体は四県、失礼いたしました、二県二市でございますが、そういったものに対する補助事業を行っているところでございます。この事業におきましては、手当を申請するためのみの渡日の旅費支給の対象とはし

ておりませんが、旅費の支給対象となる手帳交付や渡日治療のために来日されるということとは対象となっております、併せて手当の申請を行うことも可能であります。さらに、被爆者の健康状況によっては付添い等のための経費も対象としております。

しかしながら、国外から手当の申請をすることは法律上認められないと考えておりまして、今回の措置は我が国においていったん手当の支給認定を受けた人が出国した場合のものであるということをごさいます、手続は国内でしていただけるようお願いしている次第でございます。判決におきまして、手当の申請時には日本に居住又は現在していることが前提となる旨判示されているところでございます。

○辻泰弘君 現在、今のことにつきましては、渡日が物理的にできないような高齢者の方々もおられるわけですから、その点についても人道的見地からお取り組みいただきたいと思えます。

最後に聞きますけれども、もう一つ厚生労働省ですが、その戦没者の遺族などに対する給付に当たって交付国債の形態を取ってこられているわけですが、これは何ゆえ交付国債の形態を取ってこられたか、このことについてお伺いして、私の質問を終わりたいと思えます。

○政府参考人（新島良夫君） 先生御指摘のとおり、さきの大戦において戦争、公務等のため国に殉じて、殉じた軍人軍属等の御遺族に対しまして、国として弔意、慰藉の念を示すために、戦没者の遺族に対する特別弔慰金あるいは戦没者等の妻又は父母に対する特別給付金を国債の形で支給しているところでございます。これらを国債で交付している主な理由といたしましては、ある程度まとまった金額を額面としつつ、一定期間にわたって償還を行うことによって、国としての弔意、慰藉の念を御遺族に一層実感していただけるというふうに考えていることによるものでございます。

○辻泰弘君 以上で終わります。

(中略)

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず、緊急報道体制の整備についてお伺いさせていただきたいと思えます。

今回の事業計画におきましても触れられておりますように、災害報道や緊急報道はNHKの大きな使命だと思っております。私は実は兵庫県の出身でございます、八年前の阪神大震災ではおじを失っているんですけれども、当時、私は東京におりまして、一

番初めに震災の発生を知ったのはNHKの神戸支局が室内が大きく揺れているという報道、それでその規模の大きさを実感したという経験を持っております。

そういう意味で、緊急報道、災害報道の重要性というものをつくづく感じるわけですが、そういう意味でも、今回の事業計画を拝見させていただきますと、災害への迅速な対応、海外の取材体制の強化、海外の放送機関との連携強化と、こういうような基本方針をお出しになっているわけですが、具体的に二〇〇三年度におきましてどのような緊急報道体制の整備に向けての御努力をなさるのか、お伺いしたいと思います。

○参考人（海老沢勝二君） 災害報道は公共放送NHKの大きな使命であります。そういう面で、毎年毎年、この災害報道を的確に迅速にするための設備投資をしてくれております。

特にこの十五年度は、御案内のように、東海地震がいつ起こるか分からないような今状態に来ているということ、それから東南海、南海地震も云々される、南関東直下型地震もいろんな話が出ているというようなことで、いつどこで何が起こるか分からないのが日本列島でありますし、また、災害はいつも違った顔をして現れてくるというふうに言われるように、本当に予測の難しいわけがあります。そういう面で、私ども、四十七都道府県、どこでも何が起こっても対応できるような体制を取っているということでもあります。

特に今、東海地震については、できるだけ機材を更新して、そしてロボットカメラとかあるいはヘリコプターによる取材によって災害の全体像をできるだけ早く視聴者国民に知らせようと。それは、阪神・淡路大震災の際の教訓として、ヘリコプターの出動が非常に遅れてしまった、そのための全体像がつかみにくかったという反省から、特にヘリコプターの第一報の映像については、今いわゆる各都道府県なり、あるいは県警本部なり海上保安庁なり、いろんな関係機関とも協議をしながら、お互いに第一報を撮った者がそれを融通し合って、できるだけ早く国民に知らせようと、そういう取組もしているところであります。

そういう面で、そういう機材面ではかなり十五年度は予算を上積みしましたけれども、問題はやはり職員のそういう防災意識といいますか、日ごろの実地訓練が大事なんで、畳の上の水練では困るので、図上作戦だけですと困るので、実地訓練を今、年に数回、全員がこれに参加することでやっております。

そういう面で、いつでもだれでもがこの災害報道にかかわるように、そういう今体制を組んでいるところでございます。

○辻泰弘君 緊急警報放送について総務大臣にちょっと御所見をお伺いしたいと思います。

今も毎月一日に試験放送が行われているようでございますけれども、その緊急放送が実際に効果を上げるためにはアダプターがなければならないということになっているようでございますが、しかしそれは現実にはなかなか普及していないというような現状にあるわけでございます。

そこで、総務大臣として、緊急警報放送を実効あらしめるための方策、これについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 今、テレビは一億台超えているんですよね。ところが、これを内蔵しているのは五十万台だというんですよね。五十万台じゃ、〇・五%ですからね。そこで、これは今、辻委員言われるようにできるだけ早く普及しなければなりませんので、これから地上波のデジタルが始まりますからね、こういう場合を利用せにやいかぬと。

それから、BSはもう大分前から、十二年の十二月から始まっておりますから。そこで今、この送信側、NHKや民間さんの方にはそういうものを、緊急警報放送が可能となるような送信側の技術基準に入れるということを措置しているんです。今度は民放の方で造ってもらう受信設備、この方にも民間のそういう設備規格というんですか、仕様というのか、そういう中にちゃんと入れるように措置しましたんで、これからBS用のデジタル受信機を買うとか、あるいは地上波のデジタル受信機をこれから買うという場合には必ずそういうものを持ってもらうような、そういう指導やPRをしていこうと、こう考えておりますけれども、なかなかすぐ有効なというのは難しいんですけれども、これこそ粘り強くやっていきたいと、こういうふうに考えております。

○辻泰弘君 省資源化、省エネルギー化への対応ということについてお伺いしたいと思います。

聞くところによりますと、東京においてのごみの多さは、東京都、NHK、東大と、このベストスリーだというふうに聞くわけでございます。

NHKでもやはりビデオとか紙などのごみが多いだらうと思うわけですが、このような廃棄物処理、またそのリサイクルについてはどのように取り組んでいかれるか、御方針をお伺いしたいと思います。

○参考人（山村裕義君） お答えいたします。

NHKでは、今御指摘のように、環境に配慮した事業運営を、これを進めなければならぬということでもいろいろ取組をやっておりまして、例えば「省エネ・リサイクル運動」などを平成十二年度からスタートさせておりますし、現在も環境経営推進委員会というのを設けております。

また、去年初めて環境報告書というのを作りまして、具体的な取組、幾つか御紹介いたしますと、例えば放送局ならではの省電力型の放送設備の設計、開発でありますとか、当然のことではありますが、ごみの分別廃棄の徹底、それからリサイクル用品の積極的な活用、低公害車の導入とか自動車の排ガス対策とか、様々なことをやっておりまして、ベストスリーに入らないようにやっていきたいと思っております。

○辻泰弘君 平成十四年三月十九日の地球温暖化対策推進本部が決定しました推進大綱の中には、「国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」という項目がございます。その中に「一般国民による取組」というのがございます。その中に、「テレビ番組を選び、一日一時間テレビ利用を減らす」というふうな項目がございます。

世の中二十四時間、利便性追求という流れもあるわけでございますけれども、やはり省エネルギーという地球的規模の課題追求ということも大事なわけでございますが、そういう流れの中で、省資源、省エネルギーという意味合いにおいて、NHKとしてどういうお取組をなされるのか、教えていただきたいと思えます。

○参考人（山村裕義君） 今御指摘のことは我々も重く受け止めておりますが、一方で、御案内のように、NHKは公共放送といたしまして災害時の緊急報道など、報道、放送に万全を期さなければならないということで、また視聴者の生活時間が二十四時間化されるというようなことも併せまして、現在、放送の二十四時間化を進めております。

これによって、御指摘のように電力の消費量が若干増えることはあるんですけれども、視聴者国民の生命、財産を守るということでございまして、今のイラク戦争なども含めまして、やはり私たちは二十四時間放送の体制がこれは必要だと考えておまして、そういう中でありますが、できるだけ御指摘のような方向でやっていきたいと思っております。

○辻泰弘君 次に、男女共同参画社会に関連して御質問したいと思います。

現在、日本におきましても男女共同参画社会の実現を目指して各方面でのいろんな取組が進められているわけでございますけれども、公共放送たるNHKにおかれましても、そういった取組を放送を通じて視聴者に伝えていただくという役割も担っていただいているわけでございますけれども、同時にやはりNHKの内部においても、採用、登用等の面でその実践にも努めていただきたいと思うわけでございます。

資料を拝見いたしますと、NHKにおける女性職員比率は一〇%に達したばかり、また管理職の女性の比率は二・七%程度と、このように聞いているわけございまして、一般的に見ても必ずしも高いものではないと、このように思うわけでございます。

そこで、NHKにおける女性職員の採用、定着、登用についての方針、またNHKにおける職員の育児、介護等に対する支援体制、こういったものについて御方針をお伺いしたいと思います。

○参考人（山村裕義君） NHKといたしましては、男女共同参画社会の実現は極めて重要というふう考えておまして、この法の精神にのっとり、女性職員の積極的な採用、登用に努めているところでございます。具体的な数字は、今、先生がおっしゃったとおりでありまして、私どもとしては、例えば平成十四年度、これは大卒の女性につきましては、全体の二七%を女性、女性を採用しているということでございます。

定着率でございますが、過去十年間の採用を見ると、女性職員の定着率はおよそ八四%でございます。これはほかの産業と比べて極めて高い水準にあると考えております。参考までに、ほかの水準でありますと、これは厚生省の賃金構造基本統計調査、平成十三年度でございますが、こうしたものと比べましても、平均の勤続年数、これはほかの産業では八・九年でございますが、女性職員の平均勤続年数は十二・三年ということでありまして、ほかよりも上回っているということでございます。

いずれにいたしましても、男女共同参画社会基本法の趣旨にのっとり、女性が更に活躍できる企業体を進めていきたい、企業体を目指していきたいと考えております。

それから、職員の育児、介護への支援についてでございますが、当然のことではあります。働きながら育児、介護を可能とする環境を整備いたしまして、仕事との両立の負担を軽減していくことは重要な課題であると認識しておりまして、NHKは、男女雇用機会均等法それから育児・介護休業法の趣旨にのっとり、様々な制度の充実に努めてきておりまして、平成十四年度は育児・介護短時間勤務制度、それから平成十五年四月、この四月からは子の看護のための休暇、こうした新設ということによって働きやすい環境作りに取り組んでいるところであります。

今後とも、多くの女性職員が広い分野で活躍できるように、これまで以上に安心して育児、介護ができる環境の整備に着実に取り組んでいきたいと考えております。

○辻泰弘君 職員の方々の労働条件に関して御質問申し上げたいと思います。

現在、日本においてサービス残業が増えているというふうに言われているわけでございます。その背景としては、やはりリストラなどで従業員が減って、残った従業員の方々に仕事が多くなってしまおうということとか、あるいは業績が伸び悩む企業が人件費を抑える方向性を持つと、こういうこともあるわけでございますけれども、そこでNHKのことについてお伺いしたいわけでございますけれども、時間外労働に対する割増し賃金支払の状況はどうかということが一点。もう一つは、職員の方々で対応し切れない業務を担っていただいているであろうパートの方々などの短期雇用者に対する処遇、労働条件への配慮は十分なされているかどうか、その点についてお伺いさせていただきたいと思います。

○参考人（山村裕義君） まず最初の、時間外労働に対する割増し賃金支払の状況でございますが、平成十三年度、前年度でございますが、NHKの年間総労働時間は二千百九時間になっておりまして、これは社会値の千九百八十八時間を上回っておりますが、このうち基準外時間につきましても月平均三十六・五時間と、これは社会値の十七・一時間を上回っておるわけでございますが、この総労働時間につきましても、緊急報道など放送事業の特殊性をかんがみて、その短縮を図ることは極めて難しいとは考えていますけれども、仕事の仕組み、進め方、それから業務全般を思い切って見直すということをやった時短の促進を図っているところでございます。

時間外労働につきましては、労働基準法にのっとり、労働組合と労使協定を締結した上で、基準外時間数に応じた割増し賃金を適正に支払っております。

次に、パートなどにつきましてでございますが、NHKは、今お話し短期雇用者の処遇それから労働条件には十分意を用いてやっているところでございます、例えば、国の指針に基づいて雇入れ通知書を渡すとか、それから就業規則等必要な資料を渡して労働条件を説明するとか、それから労働基準法に基づいて年次有給休暇の付与、時間外・休日・深夜労働に対する割増し賃金の支給、さらには時給の最高額、最低額を設定いたしまして、専門性の高いスタッフに対しては最高額を超える額の設定を可能にするという様々な取組をしているところでございます。加えまして、スタッフの雇用、それから日常のサービス、勤務管理に当たりましては、上司である管理者に対して就業規則にのっとり適正に実施するように指導を徹底しております。

いずれにいたしましても、スタッフの職場における円滑なコミュニケーション維持を図るために、担当者による定期的な面談なども実施しておりまして、遺漏ないように配慮しているところでございます。

○辻泰弘君 以上で終わります。